

## 原子力規制検査の主な気付き事項と是正処置について

令和5年9月14日  
核燃料施設等監視部門  
確認使用班

## 1. はじめに

安全上の情報提供として、これまでに「核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査の運用等の説明会」において、令和2年度より実施している非該当使用者等に対する同検査の気付き事項について共有を行っている。

この目的は、気付き事項の事例を他山の石として、各事業所における関係法令・規則等の基本的な要求事項を遵守することで、より一層の安全管理、不適合の未然防止に役立てることである。

以下では、前回の令和3年12月の本説明会以降、令和4年度（34事業所の検査実施）及び令和5年度7月（11事業所の検査実施）までの原子力検査において検査官が現場で発見した主な気付き事項とそれらに対する是正処置等について共有する。

## 2. 主な気付き事項と是正処置等（別紙1参照）

主な気付き事項は、核燃料物質の使用に関する記録の不備等の関係法令・規則等の基本的な要求事項を満足することに失敗している事例であり、パフォーマンス劣化はあるものの、前回の本説明会にて説明した「事故トラブル事例1」以外は原子力安全を維持することに影響を与えてはいないと評価する軽微な事例である。

非該当使用者等は、以下の参考1の情報も参照しつつ関係法令・規則等についての理解を深めるようお願いしたい。

なお、この点に留意して検査対象を選定して、引き続き、原子力規制検査を実効的かつ効率的に進める予定である。

【参考1】原子力規制委員会HPの本検査関連のアドレス

○核燃料物質の使用等の安全規制

<https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/index.html>

○核燃料物質使用者（政令41条非該当）等に対する安全上の情報提供

[https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/anzen\\_inf/index.html](https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/anzen_inf/index.html)

○基本検査運用ガイド 非該当使用者等（BZ2010）

<https://www.nucleardocument.nsr.go.jp/kensaguide>

○過去の原子力規制検査報告書

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/nuclear\\_facilities/shiyou/genryou\\_shiyou.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/nuclear_facilities/shiyou/genryou_shiyou.html)

【参考2】 検査気付き事項の評価フロー

(出典：「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド (GI0008\_r3)」、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド (GI0004\_r2)」)

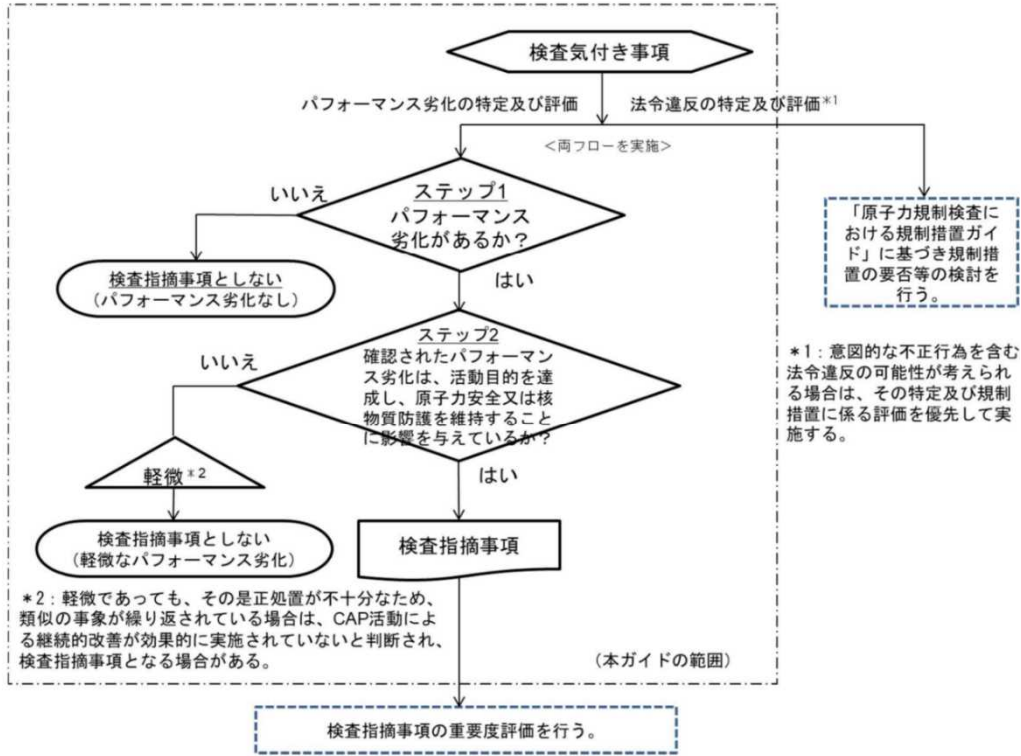


図1 検査気付き事項から検査指摘事項を抽出するスクリーニングフロー

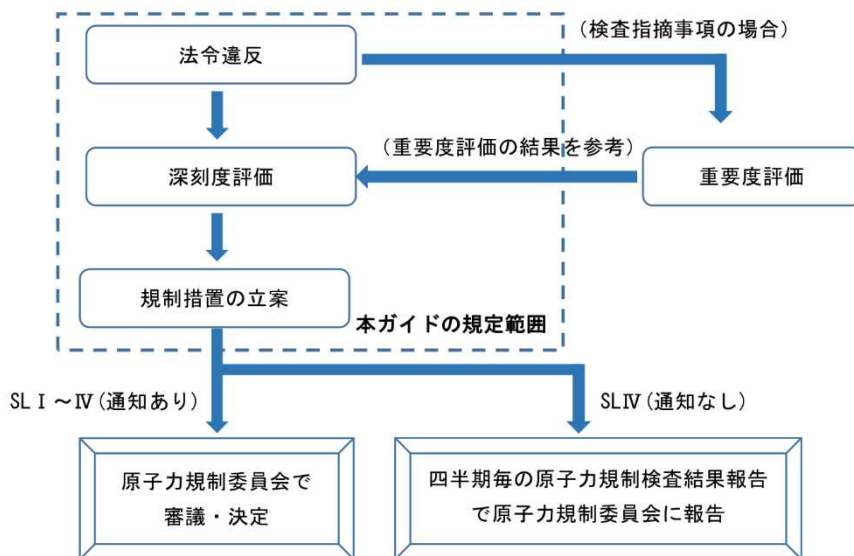


図2 規制措置の決定フロー

## 原子力規制検査における気付き事項と是正処置等

## 1. 非該当使用者

## (1) 保安のための必要な措置

主な確認項目	主な確認対象	主な気付き事項	是正処置等
a. 品質管理	①品質管理に係る計画・実施の状況	①品質管理に係る計画・実施を行っていない	①同計画・実施を行う ⇒〔参考〕非該当使用者に対する品質管理に係る要求事項
b. 管理区域への立入制限等	①管理区域への出入管理の状況 ②管理区域境界の柵等の区画物及び標識 ③周辺監視区域境界の柵又は標識	①管理区域への出入管理を実施せず ②管理区域境界の柵等の区画物及び標識が不備 ③周辺監視区域境界の柵又は標識が不備	①同出入管理を実施 ②同柵等の区画物及び標識を整備 ③同柵又は標識を整備
c. 線量等に関する措置	①放射線業務従事者の線量管理状況（内部被ばく、外部被ばく） ②管理区域内の空气中放射性物質濃度の測定状況	①-1 管理区域内作業者の一部を放射線業務従事者登録していない ①-2 個人線量計の未装着 ②管理区域内の空气中放射性物質濃度を測定していない	①-1 同作業者を放射線業務従事者に登録して被ばく線量を管理 ①-2 同線量計を装着 ②同濃度を測定
d. 放射性物質による汚染の状況等の測定	①管理区域及び周辺監視区域における線量当量率の測定状況 ②管理区域の表面汚染密度の測定状況 ③管理区域退域時の表面汚染検査状況	①管理区域及び周辺監視区域における線量当量率を測定していない ②管理区域の表面汚染密度を測定していない ③管理区域退域時の表面汚染検査をしていない	①同線量当量率を測定 ②同汚染密度を測定 ③同検査を実施
e. 使用施設等の施設管理	①施設管理方針及び同目標の制定、施設管理実施計画の策定及び施設管理の実施	①施設管理方針及び同目標の未制定、施設管理実施計画の未策定及び施設管理の未実施 ②貯蔵庫の解錠不可が長期間継続	①同方針及び同目標を制定、施設管理実施計画の策定及び施設管理を実施 ②規制検査では $\gamma$ -scanにより核燃料物質の所在を確認
f. 核燃料物質の使用	①核燃料物質の使用状況 ②使用上の注意事項の掲示 ③核燃料物質の使用に関するマニュアル	②使用上の注意事項が未掲示	②同注意事項を掲示

(2) その他保安のために必要な事項

主な確認項目	主な確認対象	主な気付き事項	是正処置等
a. 核燃料物質使用許可申請書等との整合 (使用施設・貯蔵施設・廃棄施設の位置、構造及び設備等)	○使用許可申請書と現場との整合	①-1 中性子検出器を専用収納箱の最大収納量を超えて収納 ①-2 核燃料貯蔵室の扉の位置、管理区域の一部が許可の添付図と不整合 ①-3 貯蔵箱の寸法が許可と不整合	①-1 不適合管理を実施、既許可の別のタイプの収納箱を増設して、同超過分を移設 ①-2、3 不適合管理を実施、使用変更許可申請
b. 核燃料物質の使用に関する記録の管理状況	○各種記録(施設管理の記録、放射線管理記録、品質管理の記録等)	① 各種記録のうち、作成、保管されていないものがある	① 同記録の作成、保存を実施

(備考) 確認項目と確認対象の詳細については、基本検査運用ガイド「非該当使用者等」の別紙1参照

2. 核原料使用者

(1) 技術上の基準への適合

主な確認項目	確認対象(例)	主な気付き事項	是正処置等
a. 使用及び使用上の注意事項	○使用上の注意事項の掲示	○使用上の注意事項の掲示がない	○使用上の注意事項を掲示
b. 管理区域、周辺監視区域への立入制限等	○管理区域への出入管理の状況 ○管理区域境界の柵等の区画物及び標識 ○周辺監視区域境界の柵又は標識	①管理区域への出入管理を実施せず ②管理区域境界の柵等の区画物及び標識が不備 ③周辺監視区域境界の柵又は標識が不備	①同出入管理を実施 ②同柵等の区画物及び標識を整備 ③同柵又は標識を整備
c. 線量等に関する措置	○管理区域及び周辺監視区域における線量当量率の測定状況 ○放射線業務従事者の線量管理の状況(内部被ばく、外部被ばく)	①管理区域及び周辺監視区域における線量当量率を測定していない ②放射線業務従事者の線量管理を実施していない	①同線量当量率を測定 ②同線量管理を実施
d. 核原料物質の貯蔵	○貯蔵上の注意事項の掲示	○貯蔵上の注意事項の掲示がない	○同注意事項を掲示

(2) その他保安のために必要な事項

主な確認項目	主な確認対象	主な気付き事項	是正処置等
a. 核原料物質使用に関する記録の管理状況	○各種記録(核原料物質の種類別の受渡数量及び在庫量の記録、放射線管理記録)	① 放射線管理記録がない	① 同記録の作成、保存を実施

(備考) 確認項目と確認対象の詳細については、基本検査運用ガイド「非該当使用者等」の別紙2参照

〔参考〕 非該当使用者に対する品質管理に係る要求事項



### 使用者(令第41条非該当)に適用する品質管理基準規則

一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。

**原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事象を見つけ、改善が必要な場合には、継続的な改善を実施し、評価できているか確認**

例)ドラム缶の  
液だれ跡



改善が必要な事象を発見(D)

改善を計画的に実施(D)

改善の例)ドラム缶  
の移し替え

改善を評価(C)

【参考】 使用施設等の施設管理

施設管理方針、施設管理目標の制定  
施設管理実施計画の策定 (P)

施設管理の実施  
(D)

方針、目標、計画を評価(C)

反映(A)

